

鳥取市就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第13号

鳥取市就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

鳥取市就業改善センターの設置及び管理に関する条例（昭和53年鳥取市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鳥取市立豊実会館の項を削る。

第3条第2項を削る。

第4条第1項中「（前条第2項の事業に関し使用する場合を除く。以下次条から第12条までにおいて同じ。）」を削る。

第6条中「第3条第1項各号」を「第3条各号」に、「から別表第3まで」を「又は別表第2」に改める。

第13条及び第14条を削る。

第15条第1項中「又は第13条」を削り、同条を第13条とし、第16条を第14条とする。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。